美馬市監査委員告示第１号

令和５年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により令和５年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和５年８月３日

美馬市監査委員　喜多　輝光

美馬市監査委員　都築　正文

定 期 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査の結果は、次のとおりである。

１　監査の対象

令和４年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が効率的に行われているかについて、本年度執行予定の事業計画や課題と対照させながら、水道課及び環境下水道課（下水道事業会計のみ）を対象とし、美馬市監査実施計画に基づき決算審査に併行して実施した。

２　監査の期日

令和５年６月２６日（月）

３　監査の方法

各課等から定期監査調書及び付属資料等の提出を求め、関係部課等の長から事情を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等について調査し、監査を行った。

４　監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理は、適正に行われているものと認められたが、その一部において、次のとおり要望事項が認められるので適切な措置を講じられたい。なお、軽易な事項については、その都度関係者に改善又は検討を要望した。

５　要望事項

①　水道部　水道課

簡易水道事業について、給水人口等が年々減少している。今後の投資が不安になる要素でもあるため、将来を見据えてしっかりと運営をしていただきたい。